

塩竈市地域包括支援センター業務委託事業者
募集要項

塩竈市福祉子ども未来部高齢福祉課

令和8年8月

第1章. 業務の概要

- ・ 件名：塩竈市地域包括支援センター業務委託事業者公募

地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、平成18年度から市町村に地域包括支援センターの設置が義務付けられ、平成27年度から、市内には5か所（直営1、委託4）のセンターが設置している。

今回の公募は、現在と同様の浦戸地区を除く4地区を担当するセンター設置者の募集です。

なお、1つの法人が応募できるのは、1圏域に限らない。

・ 業務内容

1. 募集対象となる地域包括支援センター

- (1) 西部地区地域包括支援センター
- (2) 南部・東部地区地域包括支援センター
- (3) 北部1地区地域包括支援センター
- (4) 北部2地区地域包括支援センター

2. 委託業務

- (1) 地域支援事業（介護保険法第115条の4第1項第1号二から第2項第6号及び法第115条の4第2項に掲げる事業その他厚生労働省令で定める事業）
 - ① 介護予防ケアマネジメント
 - ② 一般介護予防事業
 - ③ 総合相談支援
 - ④ 権利擁護
 - ⑤ 包括的・継続的マネジメント支援
 - ⑥ 地域ケア会議
 - ⑦ 在宅医療・介護連携推進事業
 - ⑧ 生活支援体制整備事業
 - ⑨ 認知症総合支援推進事業
- (2) 指定介護予防支援事業（介護保険法第8条の2第16項）

地域包括支援センターに併設して、指定介護予防支援事業所（介護保険法第115条の22）を設置し、指定介護予防支援事業（予防給付のマネジメント）を実施
- (3) その他

※詳しくは、別紙「塩竈市地域包括支援センター業務委託仕様書」を参照。

【地域包括支援センターの管轄区域】

担当センター	行政区
西部地区 地域包括支援センター	赤坂、泉沢町、大日向町、後楽町、権現堂、栄町、白菊町、袖野田町、玉川、月見ヶ丘、西玉川町、母子沢町、向ヶ丘、清水沢一丁目、石堂
南部・東部地区 地域包括支援センター	尾島町、舟入、牛生町、芦畔町、新富町、貞山通、中の島、港町、旭町、泉ヶ岡、香津町、佐浦町、桜ヶ丘、白萩町、錦町、野田、花立町、南錦町、南町、東玉川町、海岸通
北部１地区 地域包括支援センター	一森山、今宮町、梅の宮、北浜、小松崎、長沢町、字長沢、西町、本町、宮町、藤倉、みのが丘、松陽台、新浜町一丁目
北部２地区 地域包括支援センター	青葉ヶ丘、字石田、字伊保石、千賀の台、字庚塚、楓町、越の浦、字越ノ浦、清水沢二丁目、清水沢三丁目、清水沢四丁目、杉の入、字杉の入裏、新浜町二丁目、新浜町三丁目

第２章．参加資格要件

１．参加資格

令和７・８年度塩竈市競争入札参加者資格名簿に登録されているもので、公告時点において次の事項に該当するもの。ただし、上記に登録がないものであっても令和８年１０月１日付で臨時登録を受ければ参加可能とする。

- (１) 塩竈市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (２) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること
- (３) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく会社更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (４) 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成２０年度塩竈市告示第９３号）に規定する要件に該当しないこと。
- (５) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (６) 介護保険法（平成９年法律第１２３号）に基づく指定を受けた事業所を経営し、宮城県内での事業実績のある者。（但し、福祉用具貸与・販売のみの事業所を除く。）または、自治体からの地域包括支援センター受託実績のある者。

- (7) 包括的支援事業及びその他の事業を、適切、公正、中立かつ効率的に実施することができること。
- (8) 介護保険法第115条の22第2項に規定される指定欠格事由に該当する者でないこと。
- (9) 現に塩竈市地域包括支援センターの委託を受けている事業所にあつては、令和8年6月実施の事業所評価において、基準点を超えていること。

2. 職員の配置等

(1) 職員配置 (介護保険法施行規則第140条の66)

以下のとおり職員を5名以上配置する

①「保健師」・「その他これに準ずる者」専従常勤で1名以上

保健師に準ずる者とは、(ア) 地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師、かつ(イ) 高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者。

(イ) は介護保険事業所勤務のみではこれに当たらないことに注意すること。

②「社会福祉士」・「その他これに準ずる者」専従常勤で1名以上

社会福祉士に準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者。

③「主任介護支援専門員」・「その他これに準ずる者」専従常勤で1名以上

主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者。

④上記①～③の基準を満たした上で、3年以上の経験を有する介護支援専門員の配置することができる。その場合、次の⑤⑥は主にこの者が担うこと。

⑤「認知症地域支援推進員(国の実施する認知症地域支援推進員研修を受講(令和9年度受講予定を含む。ただし、受講料は事業者負担を原則とし、県の負担補助が該当となった場合にはそれをあてることができるものとする)したもの)」1名以上配置。

⑥「生活支援コーディネーター(県の実施する生活支援コーディネーター養成研修を受講したものが望ましい)」1名以上を配置。

なお、⑤と⑥が各1名配置の場合には、⑤と⑥の兼務は認めない。

(2) 職員の配置に欠員・変更がある場合には速やかに市に報告するとともに、規定された日時までに変更届を提出する。速やかな職員の配置を行う。

(3) その他の事項

- ① 3 職種職員のうち、1 人を所長とする。なお、指定介護予防支援事業所の管理者を兼務することができる。
- ② 本業務を遂行するにあたり、適切な知識と経験を有する者を配置し、的確かつ円滑に履行するよう努めること。

3. 設置場所・設備

(1) 設置場所

- ① 設置場所は、応募圏域内の地域住民の利便性に配慮した場所に設置すること。

(2) 建物設備等

- ① 事務室及び運営に必要な相談室、会議室、書類保管庫等を有していること。
※相談室及び会議室は、簡易に移動できるパーティションにより設置することも可能とするが、相談者に配慮した形態とすること。また、相談室及び会議室は必ずしも、別の部屋である必要はない。
- ② 専用のパソコンを1台以上常備し、インターネット接続環境を確保するとともに、専用メールアドレスを取得すること。なお、同パソコンのセキュリティ機能を確保すること。
- ③ 事務机及び椅子を職員数分確保し、パソコン用のプリンター、ファクシミリ電話器を配置すること。
- ④ 地域包括支援センターの看板（名称は指定する）及び案内板等を1つ以上道路側から見える場所に設置すること。
- ⑤ 受付カウンターを設置することが望ましい。

第3章. 選定方式

「公募型プロポーザル方式」により選定を行う。

この選定は、あくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではない。契約は、令和8年12月頃に受託候補者と締結する。

第4章. 応募方法

(1) 受付期間

期 間：令和8年8月27日（木）～10月16日（金）

受付時間：午前9時～午後4時30分まで（土・日、祝日を除く）

(2) 提出方法

提出先：高齢福祉課あてに直接提出または郵送

(送達の記録がされる送付方法に限る)

(3) 提出書類

提出書類は、別添の様式集の提出書類一覧のとおり。様式については、市ホームページからダウンロード可能。

※提出書類一覧に掲げるもののほか、必要に応じ、追加資料を求めています。

(4) 提出の留意点

- ・提出書類はA4判縦型フラットファイルに左綴じ、インデックスを付けた上で提出すること。
- ・文字は10.5ポイント以上。
- ・提出された書類は、理由の如何を問わず返却しません。必要と判断した場合、複写することがある。
- ・書類の作成・提出に必要な費用は、応募者の負担とする。
- ・使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法を用いること。
- ・提出後の書類の追加・変更は認めない。
- ・各様式は、特に指定がない場合は令和8年9月1日現在で記入すること。
- ・提出された書類は、塩竈市情報公開条例（平成10年条例第21号）その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。

第5章. 選定方法

応募受付後、事業者の選定は、以下のとおり実施する。

(1) 審査方法

市及び塩竈市が別途設置する選定委員会による審査を経て、指定候補事業者を決定する。審査方法は、下表のとおり。

審査	審査方法	主な審査のポイント	審査主体
一次 審査	書類審査	資格要件の適否、関係法令等・市計画・方針との整合性、事業実施の確実性等	塩竈市
二次 審査	プレゼンテーション、ヒアリング	実施体制、地域の理解や対応策について、事業の具体的な内容の理解と実施可能な体制、積極性、地域との連携とネットワーク等	選定 委員会

(2) 審査項目

大項目	主な審査内容	
1. 実施体制	法人の体制・事業運営	資格要件、事業・経営理念、 動機・目的 経営の安定性、運営実績 職員配置、管理 土地建物
2. 地域理解と対応策	地域の理解や課題の把握	・当該地区を候補とした理由 ・地域課題の分析とその解決に向けた取り組み ・地域住民に対する貢献
3. 事業内容	事業の具体的な内容	・各事業の具体的取組とその方針
4. 連携とネットワーク	地域とのつながり	・地域住民や地域関係団体との連携 ・地域包括支援センターや介護保険サービス事業所の運営実績

(3) 二次審査において、点数の1位（同点の場合は、選定委員会にて協議、点数の下限有）を最優先候補者として、2位の者を次点候補者として選定する。

第6章. スケジュール

(1) スケジュール

日 程	概 要
令和8年8月27日（木）	募集要項の市ホームページへの掲載
令和8年9月4日（金）～9月11日（金）	募集要項等に対する質問受付
令和8年9月18日（金）	募集要項等に対する質問への回答
令和8年8月27日（木）～10月16日（金）	応募書類の受付
令和8年10月下旬～11月上旬	一次審査（書類審査）
令和8年11月	二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）
令和8年12月中旬以降	事業者選定の結果通知

(2) 事業者選定の結果の通知

事業者選定の結果は、事業者の選定後、速やかに、応募したすべての事業者に対し個別に文書で結果を通知し、併せて市のホームページで公表する。なお、電話等での問い合わせには応じない。

(3) 契約手続きまで

本市は、選定後、受託候補者と細目を協議する。この選定は、あくまで「受託候補者を特定」するものであり、契約行為ではない。選定後は、塩竈市契約規則に基づき所定の手続きを経て契約を締結する。

(4) その他

- ① 令和9年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、令和8年度中に、業務の引き継ぎや準備、事業計画等の作成、研修への参加などを行うこと。その場合の交通費等は、受託候補者が負担すること。
- ② 選定後に受託候補者が辞退する等して、本市に損害が生じた場合には、その費用の賠償を請求する。

第7章. 質疑及び回答

(1) 質問は、高齢福祉課への電子メールにて提出すること。

※送信時、件名の頭に「塩竈市地域包括等質問」を記入すること。

提出先：E-mail：kaigofukusi@city.shiogama.miyagi.jp

(2) 質問の受付・回答

- ・受付：令和8年9月4日（金）～9月11日（金）午後3時まで
- ・回答：市ホームページに掲載。個別の連絡・回答は行わない。
- ・回答の公開期間：令和8年9月18日（金）～10月16日（金）

(3) 質問内容

選定基準に関することや他の応募者に関することは、回答できないため、留意すること。

第8章. 委託料・契約等

1. 委託料等

(1) 委託料の額（委託期間総額）

85,685,000 円上限

（うち、基本委託料分 84,785,000 円上限。実績加算 900,000 円上限（年 300,000 円上限））

(2) 経理区分

地域包括支援センターの運営に関する収入及び支出は、委託業務分（非課税事業）と、委託事業分（課税事業）と、介護予防ケアマネジメント事業分をそれぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等、必要な書類を整備すること。（書類については5年間保存）

(3) 委託料の請求・支払い

委託料は毎月事業者の請求により概算払いを行い、年度末に精算するものとする。

委託料の請求および支払の手続きについては、業務委託契約書の定めるところによるものとする。

(4) 人員配置

規定の職員が配置されない場合（月に稼働実績がない、月の途中にあっては32日以上稼働実績がない）場合には、欠員分の委託料を市に返還するものとし、金額については協議により決定する。

2. 契約の内容

(1) 契約日 受託候補者と協議の上決定

(2) 事業開始日 令和9年4月1日

(3) 契約方法 受託候補者との随意契約

(4) 委託期間 令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(5) 委託料の支払い方法

会計年度（4月1日～翌年3月31日）ごとに、受託者からの請求により支払う。支払の時期、額、方法は契約で取り決める。

<事務局（提出及び問合せ先）>

住所：〒985-0052

宮城県塩竈市本町1番1号（老番館庁舎1階）

塩竈市 福祉子ども未来部 高齢福祉課 地域支援係

電 話 ：022-364-1204

ファクシミリ：022-366-7167

E-mail ：kaigofukusi@city.shiogama.miyagi.jp